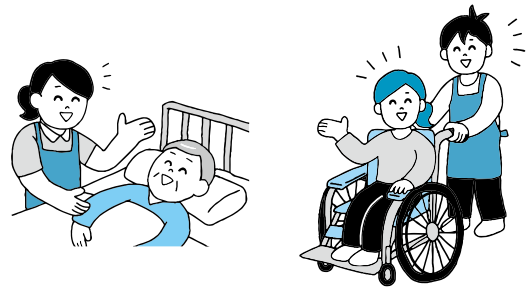


# 介護保険 高額介護サービス費 が変わります

介護サービスの利用者負担には月々の上限額が設定されており、1カ月に支払った利用者負担の合計が上限を超えたときは払い戻されます。8月から、負担能力に応じて高額介護(予防)サービス費の上限などを、医療保険の高額療養費制度に合わせて見直します。この変更に伴い必要となる手続きはありません。



対象	負担の上限(月額)※	
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上のかた	世帯/140,100円	} <b>見直し</b>
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)のかた	世帯/93,000円	
上記以外で、世帯のどなたかが市民税を課税されているかた	世帯/44,400円	} <b>変更なし</b>
世帯の全員が市民税を課税されていないかた	世帯/24,600円	
世帯の全員が市民税を課税されていないかたで、前年の公的年金など収入額とその他の合計所得金額との合計が80万円以下のかた など	●世帯/24,600円 ●個人/15,000円	
生活保護を受給しているかた など	世帯/15,000円	

※ **世帯**/住民基本台帳上の世帯員で介護サービスを利用したかた全員の負担の合計の上限額  
**個人**/介護サービスを利用した本人の負担の上限額

申請・問い合わせ先/市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144

## 65歳以上のかたへ

### 介護保険料の 納入通知書を発送

発送日 8月2日(月)

普通徴収のかたは納期限までに納めてください。10月から特別徴収に切り替わるかたは第2期まで普通徴収となります。前年度から引き続き特別徴収となるかたには介護保険料(特別徴収)額決定通知書を発送します。所得段階別保険料額や算定方法など、詳細は納入通知書をご覧ください。

## 令和3年度 介護保険料納期限など

普通徴収(納付書・口座振替)		特別徴収(年金から天引き)	
期別	納期限	徴収月など	
8月から納期開始		4月	} 仮徴収
		6月	
第1期	8月25日(水)	8月	} 本徴収
第2期	9月27日(月)	10月	
第3期	10月25日(月)		
第4期	11月25日(木)	12月	
第5期	12月27日(月)		
第6期	令和4年1月25日(火)	令和4年2月	
第7期	2月25日(金)		
第8期	3月25日(金)		

問い合わせ先/市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144